

2011.5.13

東日本大震災の復興（復旧）財源について

政策研究大学院大学
教授 井川 博

1 復興（復旧）の基本的な考え方

東日本大震災の復興政策を立案し、実施するに際しては、以下の考え方を基本とすべきである。また、これらは、復興政策を進める上での検討課題でもある。

- 1) 長期的な視点からの復興（復旧）政策——復旧、復興政策の並行的な立案・実施
- 2) 地域の自主性の尊重——地域の実情を踏まえた施策の実施
- 3) 市民、NPO、企業の積極的な参加による震災復興（復旧）、地域づくり——新たな日本の「地域づくり」のモデル
- 4) 国、自治体（県・市町村）の責任・役割分担の整理——国の財政責任の明確化

2 国債の増発と震災復興税等の導入による復興（復旧）財源の確保

- 1) 巨額な国債残高を抱える厳しい財政状況の中で、復興（復旧）財源の確保は、国債の増発（震災復興債の発行）のみに依存するのではなく、震災復興のための新たな税負担（震災復興税等）を求める必要がある。
- 2) 新たな税負担を求める方法としては、消費税の増税、所得税の増税、法人税の増税などが考えられる。今後、さらに検討を進める必要があるが、復興（復旧）財源を国民全体で負担するという考え方からすると、これら主要税目の増税分により震災復興税を構成するという案もある。

3 自治体の復興（復旧）財源——基本的な考え方

- 1) 今回の大震災の復興（復旧）に要する経費は、個々の被災地自治体の能力（財政力）を超えるものであり、国の責任で自治体が必要な財源を確保できるようにする。
- 2) 特に、復旧に関する部分については、原則として国の負担により財源を確保する必要がある。
- 3) 被災地の実情が多岐にわたる中で、被災地自治体の自主性が発揮され、自治体の各行政分野の枠を超えた総合的な政策の展開が可能となるような財源を確保する必要がある。
- 4) その一方で、こうした自治体の財源確保により非効率な自治体の財政運営とならないようにする必要がある。

4 震災復興交付税（交付金）の創設

- 1) これまでの普通交付税、特別交付税に加え、新たに地方交付税の1種として「震災復興交付税」を創設する。（なお、「震災復興交付金」とする案もある。さらに検討の必要があるが、自治体が通常（最低限）必要とする財源という考え方からすれば「震災復興交付税」の方が良いように思われる。）
- 2) その財源は、震災復興債（国債）、震災復興税とする。
- 3) 被災地自治体への配分は、出来るだけ被害者数、被害額、被害面積など客観的な数字に基づき配分する。（ただし、復興（復旧）事業の財源とするために発行した地方債の元利償還金は震災復興交付税の算定基礎とする必要がある。具体的な配分方法については、さらに検討する必要がある。）
- 4) 用途については、震災復興に要する経費である限り細かい制限は設けない。
- 5) 以上の制度設計により、自治体の復興（復旧）施策の自主性を確保するとともに、客観的な指標を用いることにより自治体のモラルハザードを防ぐ。
- 6) 被災地自治体以外の自治体の応援職員の派遣、避難所の設置に要する経費等についても震災復興交付税（又は特別交付税）で財源措置をする。

5 その他、自治体の復興（復旧）財源等の確保

ア) 自治体における基金の創設

- 1) 震災復興基金の創設
 - ・被災地自治体における震災復興（復旧）のための基金を創設する。
 - ・その財源は、震災復興交付税の配分等により対応する。
- 2) 災害対策基金の創設
 - ・全国の他の自治体でも、災害対策のための基金を創設する。
 - ・基金の創設に対し特別交付税等による財政支援を行う。

イ) 震災復興事業債の創設

震災復興（復旧）のための地方債（震災復興事業債）の創設

- ・被災自治体の柔軟・円滑な財政運営を可能とするため震災復興事業債を創設する。
- ・投資的事業のほか、ソフト事業等の財源とする（赤字地方債）かどうかについては、更に検討する必要がある。（なお、震災復興交付税（交付金）、震災復興基金による財源措置が十分であれば、あえて赤字地方債とする必要はないようにも思われる。）
- ・なお、赤字地方債を発行する場合には、出来るだけ客観的な指標に基づいて、被災地自治体に対する赤字地方債の枠を配分することが望ましい。
- ・震災復興事業債の元利償還金については、震災復興交付税（交付金）の積算基礎に算入する。